

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

上申書

令和2年4月6日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

本訴被告(反訴原告) 宮 部 龍 彦

本訴被告(反訴原告) 三 品 純

現在、東京都内で新型コロナウイルスの感染者が急増し、明日にでも政府による緊急事態宣言が出され、外出自粛要請がされる見込みです。

つきましては、上記事件の令和2年4月8日弁論準備手続について、2週間程度ないしは緊急事態宣言が解除されるまで延期の上、参加者の人数を絞る、電話会議による手続に変更する等、感染防止の対策を取るようお願いいたします。

以上